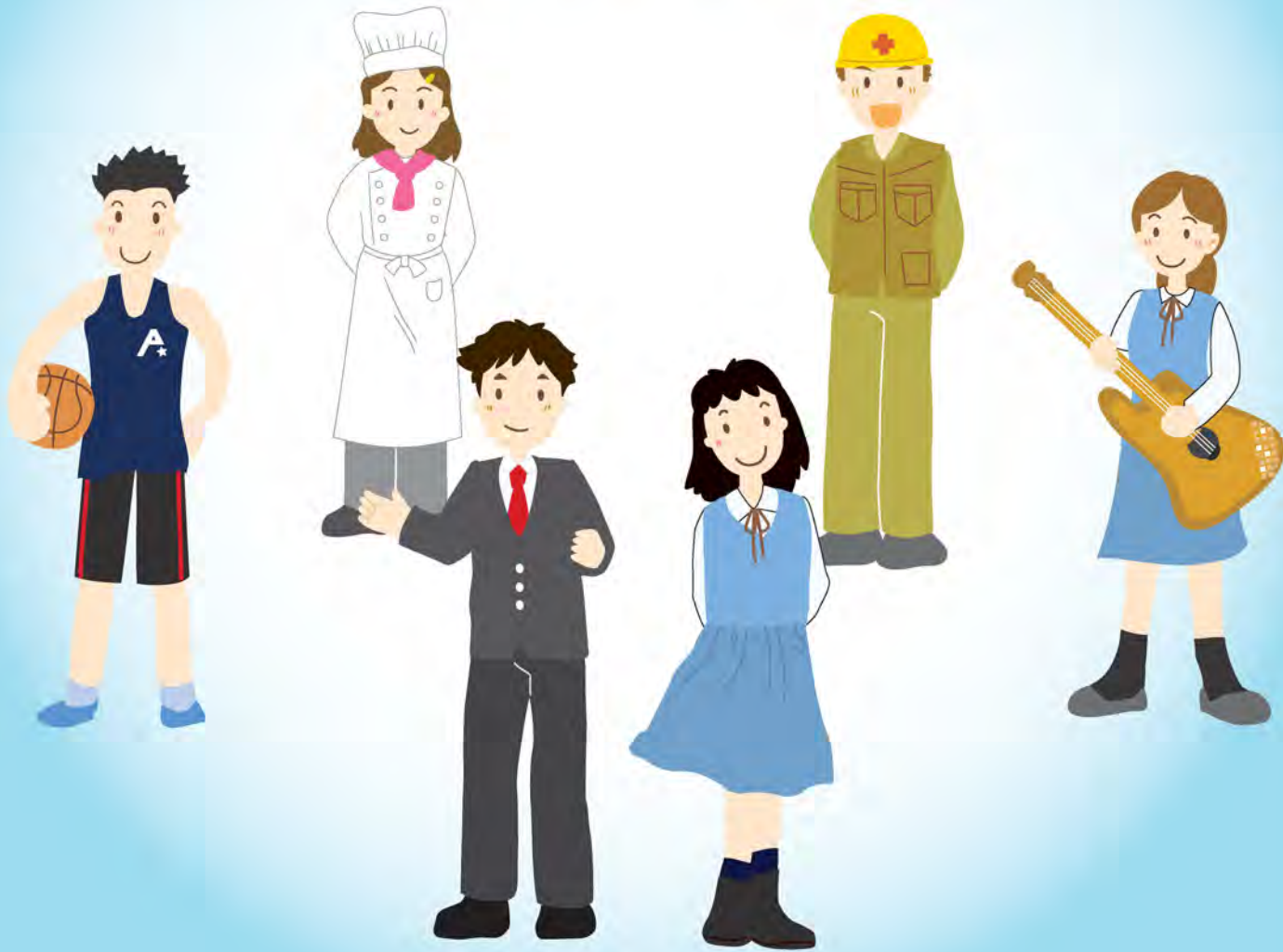


ねが子を見つめる

10代後半



● メッセージ ●

子どもが10代後半になってきますと子育てもゴール直前です。ものごとをひとりで決めることができますし、手がかからなくなってきました。保護者よりも仲間とのつきあいの時間が長くなり、保護者以外のおとなとの関わりも増えてきます。保護者としてはついつい油断してしまいがちですが、あと少し家族の支えが必要です。

保護者の知らないところで何かあったときに、なんとか自分ひとりで解決しようとして、心に抱えられなくなった時に、目に余るようなふるまいや言動がみられることもあるでしょう。そんなとき、子どもは保護者を身近に感じ、相談したり助言を求めてきます。保護者としては、必要な時に関わりがいつでもできるように、普段から遠目に見守っておきたいものです。そして、揺れ動く子どもの心を支える家族との対話から、子どもはおとなとして自立していくための多くのことを学んでいきます。

10代後半の子どもの心を理解し、うまく相談にのることができるためのヒントとして、役立てていただければ幸いです。

福岡市こども総合相談センター
所長 藤林 武史





子どもとの対話を大切に

10代後半の子どもは、進学や就職といった大きな課題を抱えることとなります。それらはその後の人生にも影響を与えるできごとですから、子どもにとっても保護者にとっても大きな悩みになるかもしれません。また、この年頃の子どもは友人関係や異性関係などでも悩みを抱える時期であり、精神的に不安定になりやすいものです。ときには不安やいら立ちを保護者にぶつけてくることもあります。

しかし、このようなときこそ保護者と子どもが向き合い、お互いにコミュニケーションを深める大きなチャンスでもあります。

保護者としてこの年頃の子どもと関わる際には、いつまでも子ども扱いせず、子どもから脱皮しつつあるひとりのおとなとして関わる姿勢をとることが大切です。

進学や就職、退学などの進路について、保護者として思いもかけないことを子どもが言い出すことがあるかもしれませんが、頭から否定せず、子どもの考えをじっくりと聴くことが大切です。自立に向けて大きく揺らいでいるこの時期の子どもは、自分の考えをうまくことばで表現できないこともあります。そういった心のありようにも理解を示し、しっかり子どもと向き合みましょう。

保護者の考えや思いを伝えるときに押しつけにならないように注意し、ときには自分が10代の頃の話をするのもよいかもしれません。

聞いていないように見えても子どもはきちんと聞いているものです。

こうして子どもと語り合うことは、保護者と子どもそれぞれの自立を大きく促してくれることでしょう。



～食事の時間を大切に～

食事の時間は保護者と子どものコミュニケーションを深めるためにも大切な時間です。

しかし、最近は子どもひとりで食事をとることが多くなっており、そのことを表す「孤食」ということばも生まれています。

保護者が仕事で帰宅が遅くなったり、子どもも部活や習い事で帰宅が遅くなるために家族そろって食事をとることが難しくなっているようです。皆それぞれに忙しい毎日を送っている現代社会では「孤食」もやむをえない場合があるのかもしれませんが、可能な限り家族みんなで食卓を囲み、いろんなことを語り合いたいものです。

一緒に食事ができない場合でも、せめて子どものそばについて子どもの話に耳を傾けてほしいと思います。



からだ 10代後半の身体の変化

多少の個人差はありますが、大部分の子どもたちが、身体の変化を経験し、身体的成熟はほとんど完了します。しかし、おとなに近づいた身体を自分のものとして気持ちよく受け入れることが、まだできていない子どもたちもいます。また、男女ともに自分の容姿を少しでもよく見せようと髪型や服装などに気を配り、イメージチェンジを図ったりします。

この時期の子どもたちは、自分自身の身体の変化に注意が集中しているため、自意識過剰気味ですが、おとなに近づくに従って、現実的に自分の身体を受け入れ、自分なりのイメージを獲得していきます。



10代後半の性衝動

10代後半の子どもたちは、中学卒業と同時に解き放たれたような気持ちになり、性に対する衝動が高まり、友だち、グループとしてのつきあいよりも個人的な交際を重視するようになります。性衝動が最も強いこの時期に性行動をコントロールするのは大変なことです。自制心を学ぶのもこの時期です。

異性は単なる性欲を処理するための対象ではないことや性行動に対して自分で責任をもつことの重要性を学びます。

周りにいるおとなの役割としては、異性に対する愛情を育み、相手を思いやる深い気持ちもてるようなアドバイスや支援、また、性についてのきめ細やかなアドバイスをしていくことも大切です。



家庭の役割

家庭には三つの大事な役割があります。

- ①子どもの安らぎの場
- ②保護者と子どもが対話する場
- ③子どもが家庭の一員として役割をはたす場

これらが満たされることによって、家庭という小さな社会の中で、子どもは基本的な人間関係を学ぶとともに社会のルールを身につけ、自立に向けて歩んでいきます。

子どもは、自立し夢を実現させたいという気持ちをもっています。将来を培う世代として自立の芽を大きく育てましょう。



保護者としてこの年頃の子どもの関わりと関わる際の留意点は、いつまでも子ども扱いせず、子どもから脱皮しつつあるひとりのおとなとして関わる姿勢をとることです。

そこから保護者と子どもとのより深い関係を築くことができると考えられます。進学、就職、退学などの進路について、保護者としても思いがけないことを子どもが言い出すことがあるかもしれませんが、頭から否定せず、そのときをじっくり話し合うチャンスとして生かすことです。子どもにとって、これからの長い人生の選択の第一歩の時期です。保護者の考えを押しつけることなく、よき相談相手となり、おとな同士としての新しい親子関係の始まりと捉え、じっくり話し合う時間をとるよう心がけましょう。



4 高校生活では

高校生になると、勉強してもなかなか思うような結果が出なかったり、将来どんな仕事か自分に合っているのか分からなくなり、自分を見失いがちになります。

高校では、中学校のときよりも自分の行動に責任をもち、自分で決定していくことが求められます。

保護者は、子どもと考え方が違って、自分の考えを押しつけるのではなく、対話していくことで、お互いが視点を広げる機会となるような話し合いの場をもちましょう。



高校生活は、社会に出ていろんな出来事を乗り越えていくための準備期間です。この時期は、「自分がどんな生き方をしたいか」「そのために将来何をするか」ということを見つけていく重要な時期です。努力したことが成果として現れなくても、「なぜ成果が出ないのか」「どうしたらうまくいくか」ということを考えながら成長していきます。そして、自分とは違った人の生き方を見つけ、自分の中に取り入れていきます。

子どもたちが悩んでいるときは、「それをどう乗り越えていくか」ということを本人なりに考えていくことで、自分をコントロールする力を身につけていきます。

保護者は、子どもが悩んでいるときこそ、子どもの心の揺れを正面から受けとめ、親の考えを押しつけるのではなく、お互いが「そんな考え方があるのか」と気づき合うことができるような対話を心がけましょう。

なお、進路を考えていくにあたっては、高校の先生に相談してアドバイスを受けることをお勧めします。



5 保護者から友だちへ

高校生になると、友だちと楽しみや苦しみを理解し合えるようになり、保護者には話をしないことでも、友だちには話す機会が増えてきます。家では、保護者に反抗を繰り返していきながら自立していこうとします。

保護者が、そのような感情を受けとめて、どうすべきかをともに考えていくことで、子どもは外の世界で適切な友だち関係を築けるようになっていきます。



この時期は、おとな社会の価値観から離れて、友だちとの交流を図りながら、自立を始める時期です。友だちとは、本当に話したいことを話し、同じ価値観をもつことで友情を深める関係を作り始めます。また、さらに成長していくと、友だちと考え方や価値観が違っていても、お互いの違いを尊重し合いながら、自分自身のあり方を見つめる仲間を作ることができるようになっていきます。

おとなからの自立を図るときは、今までの世界を否定し、反抗を繰り返しながら自分達の世界を築いていこうとします。

保護者は、反抗が繰り返されているときには、わがままを通すための反抗なのか、自立に向けての反抗なのか、しっかりと見極めることが大切です。子どもの意見を尊重しながらも、保護者としての考えをしっかりと伝え、子どもと向き合う場をつくっていくことで、子どもは適切な自立を歩み始めます。



地域とのつながり

子どもの健やかな成長は、全ての人の願いです。家庭と地域が、それぞれの役割と責任をもって、協力・連携を図って育てることが求められます。心配なことや不安があれば、ひとりで抱え込まずに気軽に身近な地域の人や、主任児童委員、民生委員・児童委員などに相談しましょう。



この時期は、行動範囲が広くなり、親離れも一段と進みますが、中にはいろいろな面で経験不足からくる問題や、人間関係がうまくとれないなどの問題を抱えている子どももいます。このような生活経験不足の改善を図るために、ボランティア活動や市のイベントなどに、積極的に参加することを促しましょう。

活動の場づくりの一環として、身近にある公民館や市民センターなどの活動に参加すると仲間を得やすく、活動の場が広がります。

環境が人を育てると言われています。事故や事件の少ない安全・安心な地域、スポーツや文化に触れることができる地域を創りましょう。



困ったときには…

友だちができない。勉強についていけない。昼夜逆転して外出できない。乱暴。周囲の人の気持ちに無頓着。場が読めない・・・等。

「どうして?」「障がいなの?」心配ならば相談機関にご相談ください。本人の良いところを認めて伸ばし、自分らしさを生かしながら過ごしていけることが大切です。

また、一部には子どもの行動の背景に病気や障がいがある場合もあります。病気や障がいを心配に思ったら、早めに専門機関に相談しましょう。子どもの状態や能力を多面的に理解して、問題解決に向けた適切な対応や関わり方の工夫をしていくことが重要です。



子どものことでいろいろ悩むことがあったときは、まずはひとりで抱え込まないことです。家族や相談機関をはじめ、周囲の人達に相談しながら、これからについてじっくり考えていきましょう。子どもの個性、能力、性格を、いろいろな視点から多面的に捉えることで、道が開けていくことも少なくありません。

また、子どもが、集団になじみにくいことや友だちとのトラブルが多いこと、非行や不登校などの行動を見せるとき、その背景に障がいや病気が隠れていることがあります。

たとえば、知的障がい、広汎性発達障がい(自閉症やアスペルガー障がいなど)、うつ病や統合失調症などが考えられます。いずれの場合も、きちんとした関わり方の工夫や治療によって適応状態はずいぶん変わります。悩んだときは早めに専門機関に相談しましょう。

Q

「友だちができない」と悩んでいます。

A

家族で、子どもの気持ちを十分に聴きながら、どうしていったらいいかを一緒に考えてあげましょう。友だち関係は、共通の話題や活動を通して作られていくことも多いので、子どもの得意なことや趣味をのばすようすすめて、自信をもたせてあげるのもよいでしょう。解決の糸口が見いだしにくい場合は、まずは、担任やスクールカウンセラーにご相談ください。

Q

お腹が痛いなどと言って学校へ行きたがらないのですが…。

A

まずは、子どもの言い分や訴えを十分聴いて、子どもの心を和らげましょう。身体が心配な場合は、病院で医師と相談しながら、適切な対応をしましょう。身体的には何の異常がなくても、ストレスから腹痛などがおこることもあります。

子どもの状況について、学校との連絡を密にし、場合によってはスクールカウンセラーに相談したり、こども総合相談センターなどの相談機関にご相談ください。



Q

「いじめられている」と言ってきたら。

A

まずは、子どもの話をしっかり聴いてあげましょう。ただ、保護者には話せないこともあります。子どもの日頃の様子（服の汚れ、表情、食欲、睡眠など）をよく観察するとともに、学校とも連絡を取り、様子を見てもらいましょう。

もしかしたら、いじめる側にたっているかもしれません。自分に都合の悪いことは話さない場合もあります。わが子に限ってという気持ちを捨てることも必要です。

できるだけ早い時期に、学校（スクールカウンセラー）、こども総合相談センターなどの相談機関にご相談ください。

Q

「学校をやめたい」と言っています。

A

なぜ学校をやめたいのか子どもの気持ちをしっかり聴いてあげましょう。そのうえで、保護者と子どもと学校で話し合い、将来の進路や、今の学校に行くことの意味、学校をやめる、または転校することの影響などについて話し合ってください。

また、子どもが登校できないときには、学校（スクールカウンセラー）やこども総合相談センターにご相談ください。



Q

高校をやめてしまいました。進学したいと言っています。高校卒業の資格を得るにはどんな方法がありますか。

A

高等学校卒業者と同程度の学力があるものと認定する「高等学校卒業程度認定試験」が文部科学省により実施されており、合格者には大学などの受験資格が与えられます。

また、中途退学したけれど、再度高校にチャレンジしたい人などに対して、学習の場を提供し、学習の支援を行う「福岡学習支援センター」や通信制高校に入って卒業する方法もあり、そのサポートを行うサポート校などもあります。書店にサポート校などについてのガイドブック等が販売されていますので、参考にしてください。

相談コーナー



Q

1か月以上家にひきこもったままでとても心配です。

A

ひきこもりの要因は様々です。問題をうまく解消できず抱え込んでしまい、耐えきれなくなったとき、ひきこもることがあります。外との接触を断ち、疲れた心と体を休めようとするのは、本人のために必要な休養です。まずは、本人の苦しさやつらさを受けとめ、適度な距離を取って、安心して過ごせる環境を家庭の中につくることから始めましょう。

また、ご家族だけで問題を抱え込まず、保護者の方だけでも、各区の保健福祉センター健康課やこども総合相談センターにご相談ください。

こども総合相談センターでは、相談に来所できない子どもさんの家庭へ訪問相談員を派遣し、話し相手になったりするとともに、ひきこもり気味の子どもさんの居場所・交流の場の「ピースフル」も開設しています。



Q

このごろ急におしゃれになり髪型や服装を気にします。

A

かっこよさにあこがれ、自分をよく見せたい年頃です。厳しい注意だけでは反発します。時と場所と目的に応じたおしゃれについて話し合みましょう。

Q

このごろ、勝手なことを言って反抗したり、ときには物を壊したり暴力をふるったりして、もう手に負えません。

A

自立していく時期の子どもは、不安といらだちでいっぱいです。ときにはその不安やいらだちを一番身近な人にぶつけがちです。その不安定な気持ちを受けとめつつも、暴力は容認できないことをきちんと伝えましょう。

それでも子どもの暴力がひどく、保護者自身が身の危険を感じた場合は、その場から離れたり、親戚や近所の人など第三者に介入してもらいましょう。また、いざというときには110番に通報して警察を呼ぶこともできます。

子どもと同じように、保護者の精神的な健康を守ることも大切です。つらい気持ちを一人で抱え込まずに、早めに信頼できる身近な人やこども総合相談センターなどの相談機関にご相談ください。

Q

手首に何かで切ったようないくつもの傷がありました。

A

リストカットは、何らかの失望や失意、保護者と子どもの関係がうまくいかないいらいらなど、わき上がってくる嫌な気持ちをきっかけとして、自分の手首を身近な刃物類で切る自傷行為です。

リストカットをしていることを、責めたり叱ったりせずに、子どもの「切らないではいけない」きつい気持ちやつらい気持ちを聴いてあげてください。子ども自身がカウンセリングを受けたり、保護者が医師やカウンセラーに相談しながら対応することをお勧めします。

また、最近では、わかりにくいように手首以外の場所をカットする事もあります。日頃から注意して見てください。

Q

一人暮らしの同級生の所に遊びに行き、たまたま泊まるようになりまして。そのうち悪いことをするようになるのではないのでしょうか。

A

この年頃になると一方的に指示したり命令したりしても、効き目はほとんどありません。「信用しているけど心配なので、行き先や帰宅の時間、相手の名前等を言ってから外出してくれると安心」と伝えてみましょう。

外泊や喫煙、飲酒、薬物の害について日頃から話し合うのはもちろんのこと、子どもがそういったことに興味を持つ背景についても考えてみましょう。家庭や学校で居場所がない感じがしたり、うまく生きていく自信を失っていることもあります。

手に負えなくなっている場合には、早めに学校や子ども総合相談センター、少年サポートセンターなどの相談機関にご相談ください。

※福岡県青少年健全育成条例では、保護者の同意なく深夜に青少年を連れ出す行為や、カラオケ店や自宅等にとどめる行為も規制されています。



Q

高価な物や多額のお金を持っているようです。

A

家のお金の持ち出しはありますか。また、万引きや友だちをいじめて恐喝した可能性はありますか。他にも要因の1つとして援助交際も考えられます。しっかり子どもと向き合って事実を確認し、きちんと話し合しましょう。

保護者だけで抱え込まずに、学校やスクールカウンセラー、こども総合相談センターなどの相談機関にご相談ください。

Q

たばこの吸いぐらを、子どもの部屋で見つけました。

A

カッコいいから、友だちが吸っているからなど軽い気持ちで吸いはじめることがよくあります。本人に確かめて、喫煙は違法行為であり、体に悪い影響をもたらすことを、厳しく教えましょう。

また、隠れた喫煙が火事につながることも伝えましょう。

喫煙開始年齢が低いほど短期間でニコチン依存症になります。中学生ではほんの数週間から数か月の喫煙でニコチン依存状態となり、煙草がやめられない身体になると言われています。

やめられない状態のときは、市健康づくりサポートセンター(あいれふ)へ相談しましょう。

Q

無免許でこっそりとバイクに乗っているようですが…。

A

バイクやクルマへの興味や関心が強まる年頃です。仲間が集まると気が大きくなり、他人のバイクを盗んだり、無免許運転をして事故を起こすことが心配です。他人の所有物を盗めば犯罪ですし、事故を起こせば莫大な補償を請求されることもあります。いずれも、自分や他人を傷つけ、将来に大きな影響を及ぼす可能性があることを教えましょう。

また、学校や警察に相談しましょう。





子どもの服からシンナーのようなにおいがします。仲間とシンナーを吸っているようなのですが…。



シンナーを吸うことは、脳や身体がボロボロになったり、心も身体もシンナーなしではいられない依存状態になるなど大変恐ろしい行為で、法律でも禁止されています。やめさせるには、子どもと真剣に向き合い、厳格な態度で臨むことが必要です。

まず保護者が薬物に対する正しい知識を身につけ、勇気を出してすみやかに、学校、警察署（少年課）、少年サポートセンター、各区保健福祉センターなどに相談しましょう。

最近ではインターネット等で簡単に手に入るような薬物もあります。見た目がかわいいお菓子のような物もあります。

初期の対応が大切です。覚せい剤、麻薬などへとエスカレートしていく場合があるので、少しでも早い段階で、保護者が気づき、やめさせることが大切です。帰宅時間や交友関係などの子どもの行動の変化や、急激な体重の減少や手の震えなど子どもの状態の変化に気をつけてください。



「危険ドラッグ」って何ですか？



麻薬や覚醒剤などの危険な薬物は、覚せい剤取締法などの法律で、規制されてきました。しかし、それらの法律の対象とならないように、次々と成分を変えた薬物が作られてきています。それらの薬物は、「合法ドラッグ」や「脱法ドラッグ」などと呼ばれていましたが、平成26年からは「危険ドラッグ」という名称で呼ばれるようになりました。

危険ドラッグに含まれる成分は、どれも脳に強く作用します。また、使用量が増えるほど心身にダメージが残り、実際にはないものが見えたり聞こえたり（幻覚・幻聴）、ぐったりしたり（疲労感・倦怠感）、集中して勉強できなくなる（学習能力の低下）などの影響が出てきます。成分によっては、吐いたり、意識を失ったり、暴れたり、最悪の場合は死に至ることもあり、大変危険です。また、逆に一時的にいい気分になった場合も、効果が切れた時の絶望感や不安感とのギャップに耐えられず、使用をやめられなくなることもあります（薬物依存症）。

これらの危険ドラッグは、「合法」あるいは「脱法」と宣伝され、ハーブやアロマオイル、お香、バスソルトなどとして売られています。ネットで検索すればすぐに情報にアクセスできるため、子どもが興味を持って購入したり、友達や先輩から誘われて「一度だけなら…」と手を出すこともあります。普段から親子で危険ドラッグについて話し合い、心身への悪影響を理解させるとともに、友達から誘われた時の断り方を確認しておくといでしょう。

万が一、子どもが危険ドラッグを使用していることが分かったら、すみやかに警察（少年課）や少年サポートセンターなどに相談しましょう。



夜の外出や無断外泊が増え、手に負えません。



禁止や叱責だけでなく、なぜ、家を離れたくなっているのか子どもの気持ちを考えましょう。その際、子どもの服装や態度にも注意が必要です。帰ってきやすい、居心地のよい家庭をつくりましょう。また、きまりを守らせ、家族の一員であることを自覚させましょう。

手に負えなくなっている場合には、すみやかに学校やこども総合相談センター、少年サポートセンターなどの相談機関にご相談ください。

※福岡県青少年健全育成条例では、保護者の同意等なく深夜に青少年を連れ出す行為や、カラオケ店や自宅等にとどめる行為も規制されています。



家出をしました。



友だちや学校に尋ねたり、心あたりを探しましょう。

必要なときには、警察に行方不明者届を出し、発見した場合には、学校や警察にも連絡をとってください。

保護者が一生懸命捜している姿を知り、自分が大事にされている存在だとわかり安心することもあります。帰ってきたら、心配していたことを伝え温かく迎えゆっくり話し合しましょう。

保護者だけでは解決できないときは、こども総合相談センター、少年サポートセンターなどの相談機関にご相談ください。



性について、どう教えたらいいでしょう。



子どもたちは、氾濫する性情報に日々さらされています。性について話をするのは、難しいことではありますが、日頃から保護者と子どもで「自分の体を大切にすること」「相手を尊重し大切にすること」について話し合う機会をもちましょう。雰囲気や風潮に流されて、不本意な性行為に至ることのないよう、「NO!」という勇気をもつことの大切さを伝えましょう。

避妊のことやエイズを含む性感染症を予防する方法について、正確な知識を伝えておくことが、将来の子ども健康を守ることに繋がります。

わからないことは、養護の先生や各区保健福祉センターに尋ねたりするのもよいでしょう。

Q

子どもの部屋を掃除中、露骨な性描写のコミック誌を見つけました。

A

性的な好奇心や性欲が出てくるのは自然なことです。保護者と子どもで性のことを語り合う良い機会だと思います。

人を単なる性的対象としてみるのではなく、尊敬や思いやりをもって接する心を日頃から家族関係の中で育てていきましょう。



Q

娘が援助交際のことを口にしています。あまり抵抗がなさそうで心配です。

A

援助交際という言葉を使うとよくわかりませんが、金品と引き替えに性行為などを提供するという意味においては、売春に他なりません。犯罪として処罰されることもあります。

また、どこの誰とも分からない相手と密室に入ったりすることにより、生命や身体を脅かされることもあり、とても危険な行為です。

家庭の中で子どもと援助交際の危険性や違法性、そして何よりも自分自身を大切にすることの重要性について、よく話し合っておく必要があります。

加えて、保護者の知らない多額のお金や高価な物を持っていないかなど、日頃から子どもの様子に気をつけておくことも重要です。

Q

娘が交際相手から暴力を受けているようなんですが…。

A

一般的に夫や恋人などの親密なパートナーの間にかかる暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。現在は、おとなの問題だけにとどまらず、中学生などの若いカップルの間でも同様のことがおきています。このことを「デートDV」といいます。暴力の種類は、殴る、蹴るといった身体的な暴力やひどい言葉を浴びせたり、相手の行動をいつもチェックする(携帯電話を勝手に見たり、行動に制限を加える)などの心理的な暴力、セックスを強要したり避妊に協力しなかったりする性的な暴力などさまざまです。

「好きだから」とか「好かれているから」と考え、暴力をしている側も、されている側も問題に気づかないことが多いのですが、それは暴力以外の何ものでもなく、許されるものではありません。まずはそのことを子どもに伝え、子どもの安全を守ってください。

また、解決が難しい場合には、警察、配偶者暴力相談支援センター、アミカス相談室、各区の家庭児童相談室、こども総合相談センターなどの相談機関にご相談ください。



Q

掲示板サイト、ブログ(日記)、プロフ(携帯電話での個人ホームページ)でのトラブルが心配です。

A

SNSへの書き込みが原因で、ケンカや暴力事件になったり、いじめ(ネットいじめ)に利用されるなど、社会問題になっています。このような書き込みは、インターネットの匿名性を悪用した心ない書き込みが大半です。しかし、書き込みは警察等が捜査をすれば誰が書き込んだのか突き止めることが出来ます。書き込みの内容によっては書き込んだ本人が逮捕されているケースもあります。匿名のように見えますが匿名ではないということを説明し、誹謗中傷などは絶対に書き込んではいけないことを理解させましょう。

また、自分の名前や学校名、写真などを載せているプロフが見受けられます。個人情報や載せたばかりに、女の子が学校の校門で待ちぶせされるなどのストーカー被害にあう事件も発生しています。個人が特定されるような情報は、載せない、書き込まないようにしなければなりません。インターネットは、どんな人が見ているかわからないということを常に意識しておく必要があります。

インターネット上の文章や写真は、簡単に複製できます。一度書き込んでしまった悪口や、掲載してしまった恥ずかしい写真などは、二度とインターネット上から消えることがないと考えた方がよいでしょう。就職の内定取り消しや、婚約破棄につながったケースもあります。インターネットの誤った使い方、子どもが被害者にも加害者にもならないよう、保護者はインターネットの利用について子どもと話し合っていくことが大切です。

Q

出会い系サイトで知り合った見知らぬ人に会いに行こうとしているようなのですが…。

A

出会い系サイトとは、携帯電話やパソコンでアクセスして、異性との出会いを仲介するサイトのことで、サイトの掲示板へ書き込みをしてメールなどで気に入った相手と連絡を取り合って会う仕組みです。また、ゲームサイトの中にも、出会い系サイトのように異性と出会うことができるサイトがあります。これらのサイトの中には性別や年齢などを偽って登録することが可能なものもあり援助交際、詐欺、恐喝などの犯罪の温床になっており大きな社会問題になっています。今、子どもたちが、出会い系サイトやゲームサイトから性犯罪に巻き込まれています。保護者は子どもに、このようなサイトを通じて知らない人に会いに行かないように強く指導しなければなりません。法律では、18歳未満の子どもは、出会い系サイトの利用は禁止されており、保護者も、子どもが出会い系サイトを利用しないよう努める必要があります（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律）。出会い系サイトの危険性を子どもに教え、フィルタリングサービス（携帯電話）やフィルタリングソフト（パソコン）を利用するなどして危険なサイトを利用できないようにしなければなりません。また、日頃より子どもがどのようなサイトを利用しているのか把握しておく必要があります。



Q

インターネットで自殺サイトを見てとても心配です。

A

自殺サイトを見ていることがすぐに自殺に結びつくとは限りませんが、子どもが出している何らかのサインであると考えられます。自殺サイトを見ていることを非難するのではなく、悩んでいることや困っていることがないか、子どもを注意深く見守り、悩みやつらい気持ちを受けとめましょう。自殺願望が強い場合には、医師やカウンセラー、こども総合相談センターなどの専門機関にご相談ください。



Q

スマートフォンの利用で、トラブルにならないか心配です。

A

スマートフォンは、パソコンと同等にインターネットを利用できるため、ブログや掲示板サイトで起きる様々なトラブルに巻き込まれることがあります。それに加え、スマートフォンでは、LINE 等のメッセージングアプリの利用に伴う親子のトラブルが多いのが特徴です。

LINE では、相手が自分のメッセージを読んだかどうか分かります。「読んでるはずなのに返信がない＝自分のことを無視した」と感じる子どもも多く、「メッセージを読んだら返信する。返信しないと無視したことになり、いじめられても文句を言えない」という感覚を持つ子どもも少なくありません。そのため、メッセージのやり取りを切り上げるのが難しく、深夜までズルズルとやり取りが続きます。家族の会話の時間や、勉強の時間、食事や入浴などの生活に必要な時間を確保するため、スマートフォンをやめさせたい親と、いつまでもスマートフォンを触っていたい子どもとの間で、トラブルになります。

生活に支障が出る程スマートフォンにのめり込んでいるのは、「中毒」あるいは「依存症」と考えられ、精神科で治療方法が検討されているところ。そこまでにならないよう、スマートフォンの利用方法について親子で何度も話し合うことが大切です。親も、スマートフォンや中高生がよく使うアプリについて、学んでおきましょう。



Q

近所で子どもが虐待を受けているようなのですが…。

A

保護者の思い通りに子どもがならないときにたたいたり、保護者自身の不安やストレスから感情のままに子どもを怒ったり、無視したり、世話をしないというのは、児童虐待であり、児童相談所の関わりが必要な場合があります。児童虐待には放任虐待（ネグレクト）、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待の4つがあります。

子どもの友だちなどからそのような話を聞いたり、相談を受けたときには、まずは、信じてしっかり話を聴いてあげてください。そのうえで、こども総合相談センターまたは各区保健福祉センターなどに知らせてください。他人の家のことだからと放置せず、すみやかに連絡してください。連絡して下さった方が誰か特定されるような情報は決してもらしません。

なお、緊急の場合は警察に110番通報してください。



子どもが、脅迫されて殴られたうえにお金を盗られたと言います。それから、学校にも行きたがらなくなっています。また、警察に届けるのも嫌がっています。どうしたらいいのでしょうか？



子どもが、顔見知りの人から性的な被害を受けたようです。警察に届けた方がいいのかどうかが迷っています。また、妊娠や心の傷も心配です。どうしたらいいのでしょうか？



暴力による被害や性的な被害を受けた場合は、子どもは非常にショックを受け、心と体に大きな傷を受けることがあります。そのことで、学校に行けなくなったり、外に出歩くの嫌がったりすることや、痛みがあるにもかかわらず病院に行きたがらないこともあります。また、被害を受けたことを警察に届けると、加害者が逆恨みして、また被害に遭うのではないかと心配してしまうこともあります。

いずれにしても、まずは体の傷や妊娠の心配がありますので、できるだけ早く専門の病院を受診し、体の治療を行うことや被害の確認をすることが大切です。

事件のことやその後の心の影響については、本人が話してくる時は、ゆっくり時間を取って聴いてあげてください。本人が話してこなくても、「話したくなったら話してね。いつでも話を聴くからね」と保護者側の話を聴く態度を明確に伝えてあげてください。

警察への相談や被害届については、福岡被害者総合サポートセンター、性犯罪に関してはミズ・リリーフラインなどの相談機関にご相談ください。また、外出を怖がったり、勉強が手に付かないなどの反応が長引く場合は、こども総合相談センターにご相談ください。



先週、子どもの通学途中で交通事故があり、友人数名が大けがをして病院に運ばれました。間近で見っていたのでショックだったようで、「眠れない」「食欲がない」と訴えます。



ひどい地震があり、子どもは一時的に真っ暗なエレベーターに閉じこめられずいぶん恐がったようです。その後、自分ひとりで部屋で眠れない、エレベーターに乗れないといった反応が今でも続いています。



大きな事件や事故、災害を体験した子どもの中には、そのストレスやショックから様々な反応があらわれることがあります。これらの反応は怖い経験をしたときにはありがちな反応で、異常なことではありません。

多くは一時的なもので、家族や周囲の人から温かく受けとめられることで、自然に落ち着いていくものです。

いつもの生活リズムを心がけつつ、本人が怖かったことを話してきたときには、さえぎらずに最後まで話を聴き、ゆっくりと休ませることも必要です。

もし、反応が長引いたり、関わり方に不安を感じたときには、是非、こども総合相談センターにご相談ください。

